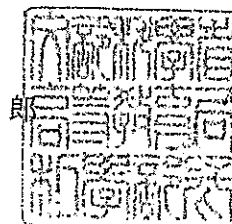




元文科高第28号  
令和元年5月13日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局私学部長  
白間 竜一



(印影印刷)

### 私立学校法施行規則等の一部改正について（通知）

このたび、別紙1のとおり「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第1号）」、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第1号）」、「大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第2号）」及び「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第3号）」が令和元年5月10日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、各学校法人におかれては、学部等の設置に係る寄附行為変更の認可申請に当たって御了知いただくようお願いします。

#### 記

##### 1. 改正の概要

###### (1) 私立学校法施行規則の一部を改正する省令

学部等単位での設置者変更を可能とすることに伴う規定の整備を行うこと。（第四条の二第二項関係）

###### (2) 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

① 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等若しくはその学部等を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合には、校地の整備、標準設置経費、負債率、経常経費の財源に係る基準等を適用しないこととすること。（第四の四関係）

② 学部等の設置者変更に係る規定を整備し、学部等の組織並びに校地並びに施設

及び設備の同一性を保持しつつ行われる設置者変更に係る寄附行為の変更等を認可する場合には、校地の整備、標準設置経費、負債率、経常経費の財源に係る基準等を適用しないこととする。 (第五関係)

- (3) 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等若しくはその学部等を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校設置会社が設置する他の大学等に学部等を設置する場合には、校地の整備、標準設置経費、負債率、経常経費の財源に係る基準等を適用しないこととする。 (第四の三関係)

- (4) 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示  
学部等単位での設置者変更を可能とすることに伴う規定の整備を行うこと。(別表第一関係)

## 2. 留意事項

- (1) 本改正は、学部等単位での事業譲渡の円滑化のための方策として、学部等の組織及び校地・校舎等の同一性を保持しつつ行われる設置者変更を可能とするとともに、同一法人内で既存の学部等を基にした新たな学部等の新設に当たって申請に必要な書類の精選等を行うものであること。
- (2) 学部等の設置者変更等を行うことにより、在学生の所属する大学が変更されることとなることから、学生や保護者等に対し、十分に説明の機会を設け、学生の理解を十分得るよう努めること。学生が継続的に同様の学修ができるよう留意するとともに、学生の理解を十分得るよう努めること。
- (3) 学部等の設置者変更等により学部を譲渡する元の大学等において引き続き教育研究が行われる場合には、他の学部等における教育研究の質が低下しないよう留意すること。
- (4) 学部等の設置者変更等を行うに当たっては今般改正を行った私立学校法施行規則、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等に基づく寄附行為の変更に関する認可申請に加え、学校教育法及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等に基づく学部等の設置者変更等に係る認可申請についても行う必要があるため、遺漏なきよう対応すること。
- (5) 学部等の設置者変更等を検討している学校法人におかれては、高等教育局高等教育企画課大学設置室及び高等教育局私学部私学行政課に相談されたいこと。